

岩手県告示第 395 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 5 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 7 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 清和建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市湊町第 19 地割 20 番地 5
 - ウ 代表者の氏名 鹿糠清次郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 4680 号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 1 日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 10 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 舘崎建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市田老字片巻 30 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 舘崎敏弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 5654 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 9 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 4 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社及川組
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根矢来 24 番地 3
 - ウ 代表者の氏名 及川次男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 6294 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 3 日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 17 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社百合工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市太田第 37 地割 3 番地 4
 - ウ 代表者の氏名 伊藤百合雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第 7433 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 16 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項

第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成20年4月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社佐藤設備

イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字上里沢17番地3

ウ 代表者の氏名 佐藤栄子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7933号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年4月2日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成20年4月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高秀建築

イ 主たる営業所の所在地 花巻市四日町二丁目5番21号

ウ 代表者の氏名 高橋秀夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8389号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年4月23日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成20年4月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 岩手道路開発株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東見前3地割29番地1

ウ 代表者の氏名 小野寺英男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9765号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年4月1日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成20年4月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ミナミテック

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市湯沢10地割68番地2

ウ 代表者の氏名 佐々木潤

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第20271号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年4月14日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成20年4月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 久保工務店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北二丁目17番25号

ウ 代表者の氏名 久保徐彦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 20420 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 14 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 20 年 3 月 28 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社三将興業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区泉町 9 番 19 号

ウ 代表者の氏名 菊池克則

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 60079 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 3 月 28 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 16 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 伸栄商事株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 18 番地 1

ウ 代表者の氏名 田中由美子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 150059 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 15 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。